



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	清末の江蘇省における諮議局の設置と地域エリート
Author(s)	田中, 比呂志
Citation	東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学, 55: 21-38
Issue Date	2004-01-30
URL	http://hdl.handle.net/2309/2792
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

清末の江蘇省における諮議局の設置と地域エリート*

田 中 比呂志

歴史学**

(2003年 8 月29日受理)

はじめに

本稿の主要な目的は、清末の立憲改革の渦中において成立した諮議局に関して、その設立の過程において地域エリート等の果たした役割に焦点を絞って検討しようとするものである。

諮議局は、清末立憲改革における最も重要な組織の一つであり、北京に開設される資政院議員の選出母体でもあった。かつ立憲国家の建設に不可欠であると見なされた「上下の一体化」を体現する組織でもあった。それ故に、諮議局は改革の象徴的存在であったと言っても過言ではない。また、筆者がかつて別稿にて明らかにしたように、諮議局・資政院は地域エリート等に立憲運動のための極めて重要な政治的基盤を与えるものでもあった⁽¹⁾。ところが諮議局に関する専論はと言えば、意外なことに、それほど多くはなかった。最も早期のものとしては韋慶遠・高放・劉文源「論諮議局」がある。これは、部分的には諮議局が政治改革に関する請願活動、地方督撫の行政に対するチェック機能、そして「保路・保礦」運動の基盤となったことに一定の評価を与えている。しかし、制度的には諮議局は官僚によるコントロール下におかれた諮詢機関であり、議員選挙そのものも清朝政府の厳重な操縦下に置かれており、制限された自由しか保持し得ず、しかも「立憲派」の重要な政治的基盤となったこと、あるいは著しい制限選挙であったことなどから、全体としてはかなりネガティブな位置づけをしている⁽²⁾。しかし、本論文におけるこのような評価は同じ著者らによる『清末憲政史』では、制度面と実際の機能とを丁寧に

描き分け、政治運動における諮議局の果たした役割に関して冷静に位置づけようとしている⁽³⁾。前稿と比較すると、明らかに諮議局の歴史的役割を高く評価していると言えよう。耿雲志「清末資産階級與立憲派」は、とりわけ東南各省において、諮議局は「立憲派」が清朝に対する「闘争」を実行する際の主要な「陣地」であったとする立場から、諮議局の議案を詳細に検討し、その上で地方督撫との「闘争」について分析している⁽⁴⁾。張海林「論辛亥革命前的江蘇諮議局」は、諮議局が「中国資産階級」の不断の政治闘争の結果、設置されたものであり、武昌蜂起前の革命の準備は、諮議局議員等が代表して完成させたものであるとして、諮議局の存在を積極的に評価する立場に立ち、中国の東南地域からさらに江蘇省に焦点を絞って、江蘇固有の諸問題の解決、あるいは国会請願運動に関する江蘇諮議局の機能や果たした役割について検討している⁽⁵⁾。沈晔敏「清末浙江諮議局與行政官庁の關係」は、浙江諮議局を分析の俎上に載せ、同諮議局の「原始檔案資料」を使用して実証的に研究を進め、複雑な政治状況の中で同諮議局は督撫を頂点とする行政官庁と対立するだけでなく協調する側面もみられた、と実態に即した検討をしている⁽⁶⁾。台湾から出版されている『中国現代化的区域研究』(直隸・山東・湖北・湖南・江蘇・安徽・浙江福建台湾・広西)は、政治の近代化としていずれも諮議局を取り扱う。そこでは設立過程を概括的に述べるとともに、選出された議員の教育歴や科挙資格、諮議局成立後の活動などを取り扱うが、後述するような社会団体との関わりや地域エリート相互の關係などについてはあまり言及されてはいない。

以上の各研究に共通することは、全中国的な政治運

* Establishment of Local Assemblies and the Role of Local Elites in Jiang Su during Late Imperial of China / Hiroshi TANAKA

** 東京学芸大学 (184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1)

動にせよ、各省レベルにおける政治運動にせよ、諮議局成立以降を検討の中心に据え、評価していることであろう。しかしながら、その諮議局がどのような人々により、如何なる動機で、如何なる経緯を経て準備され、どのように設立されていったのかという視角からの検討は部分的にはなされてはいるものの、全体としてはほとんど手つかずのままであると言えるのではないだろうか。

そのような状況にあって、次に挙げるいくつかの研究は、地方官僚の動向や地域エリート等の存在を分析の軸に据えて、諮議局の設置やその活動を分析せんとするものである。Roger R.Thompsonはその著書において清末中国の立憲改革全般を取り扱う中で、とりわけ袁世凱、趙爾巽の地方長官としての活動を評価する角度から、天津、東三省、四川などの地域の諮議局設立について言及する⁽⁷⁾。浜口允子「清末直隸における諮議局と県議会」は、その論考の一部において直隸省房山県の事例を通じて、諮議局議員の選出母体となったのが、地方自治の推進のために省下の各州県で自治教育を受けた士紳等が結成した団体である自治預備会であったとする⁽⁸⁾。曾田三郎「地方政治の革新と上海の紳商団体」は、江蘇諮議局の開設に到る経緯を官制改革と絡めつつ、上海紳商およびそれらが構成する12団体の役割を中心に考察している⁽⁹⁾。ただし、諮議局の形成過程における地域エリート（曾田氏の言葉では紳商）の関与、あるいはとりわけ諮議局議員選挙に関しては、史料の制約も手伝ってかなおまだ十分に検討されていないものと思われる。

そこで以上のような諸先行研究の成果をふまえつつ、本稿では、江蘇諮議局設置に関わる江蘇省地域エリート等の活動を検討していくことを通じて、如何なる契機により地域エリート等が諮議局の設置に参画していったのか、彼らの取り結んだ人的^{ネットワーク}関係の特徴とはどのようなものであるのか、そして彼らの行動は自身等の秩序観・世界観とどのように関わるのかを考察していくことにしたい。

1. 諮議局設置の端緒と地域エリート

光緒32年7月、清朝は出洋考察大臣載澤等の帰朝報告に鑑み、立憲制を採用して政治改革を断行することを、しかもそれは官制改革から着手することを天下に宣言した⁽¹⁰⁾。次いでその上論を受けて、同年9月、清朝は立憲改革の具体策の一つとして地方官制改革に着手することにし、上論を下して各省督撫が責任を持って実行するよう命じた⁽¹¹⁾。

翌、光緒33年5月27日には奕劻、孫家鼐らの摺奏により地方官制——とりわけ府州県レベルに重点が置かれた——改革が提案され、直ちに朝廷の裁可を受けた。江南地区は「風気のすこしく開けた」地と認められ、東三省、直隸省とともに「試辦」(試行)の地に選ばれた⁽¹²⁾。そして、その成果に基づいて全国化を図るべく、同年9月13日、清朝は上諭を以て、北京に資政院を設置するとともに、各省督撫に対しては省都に諮議局の速やかなる開設を命じた⁽¹³⁾。

だが、諮議局の設置に関しては、地方ではすでに前年にはその動きが始まっていたと言えよう。諮議局という名称を明示的に掲げ、その開設を訴えたのが当時両広総督に任ぜられていた岑春煊であった。彼は自身の摺奏に先立つ二つの上諭を引きつつ、あくまでも官制改革の一環としてではあるが、省下の各府州県を統合するための機関としての諮議局の開設を訴えたのであった⁽¹⁴⁾。この岑の提案は直ちに内閣・各部院の議に付すことが命ぜられ、また各省督撫に対しては「妥議具奏(十分に検討して文書で具申)」させることになり⁽¹⁵⁾、同年5月11日、命が発せられたのであった⁽¹⁶⁾。

ところで上述のように江南地区が先進地帯として認められるようになったのは、第一に数多の人材を排出した上海の存在が挙げられる。と同時に、第二に、当時地方官(分巡蘇松太兵備道⁽¹⁷⁾)として赴任していた袁樹勳の地方自治実施に対する理解があったことが大きかったと言えるだろう⁽¹⁸⁾。では江南地区では、いったいどのようにして準備が進められていったのであろうか。それは次に述べるように、主に上海において結成され、活動していた社会団体を基礎として進められたのであった。

江蘇省では8月上旬、「紳董」等を招集して諮議局設置について検討することになり、両江総督端方の命を受けた上海道台から上海の各社会団体に対して招集が発せられた⁽¹⁹⁾。8月8日、総工程局⁽²⁰⁾に全12団体(預備立憲公会、憲政研究会、地方自治研究会、地方公益研究会、江蘇教育總會、勸学所、商務總會、商学公会、商務分所、東南城地方会、西北城地方会、総工程局)からそれぞれ5人ずつ派遣された代表、計50数名を集め、会議は開催された。まず総工程局の「領袖紳董」である李鍾珪が開会の「原由」^{いきさつ}を説明し、李はその場で臨時主席に、そして沈同芳および夏頌葉が臨時書記員に推薦された。次いで選挙により雷奮(41票、以下同じ)、沈同芳(24票)、孟昭常(21票)、沈恩孚(19票)、夏清貽(13票)、呉馨(12票)、秦瑞玠(11票)の7人が諮議局章程の起草員として選出された。

また、これ以降は地方自治研究会を事務所とし、9月10日を章程起草の締め切りとし、同14日を審議・通過の予定日とすることを取り決めた⁽²¹⁾。

同月23日、当初の予定よりやや遅れて預備立憲公会を会場に会議が開催された。馬湘伯を主席に選出した後、まず前述の12の団体の代表によって作成された諮議局章程草案が、検討に付され、「稟稿（お上に提出するための草稿）」とすることを決議した。次いで諮議局議員選挙章程の起草員を皆で推薦した⁽²²⁾。同月26日、再度、預備立憲公会を会場として開会され、江蘇諮議局議員暫行選挙章程が審議に付された。起草員から起草に関する経緯が説明された後、逐条検討に付され、議決されたのであった⁽²³⁾。そして、最終的には預備立憲公会を通じて民政部に上申されるに至った⁽²⁴⁾。

2. 社団の設立と地域エリート

ところで、上記の12団体が重要な役割を担ったことはすでに述べたとおりであるが、では、それらは一体どのような性格を持った団体だったのであろうか。そこで、近年、筆者が入手することのできたいくつかの史料に基づいて、12団体のうちのいわゆる法政団体——地方自治研究会、地方公益研究会、憲政研究会、預備立憲公会——についてそのあらましを明らかにし、地域エリート等との関わりをみておこう。

①地方自治研究会⁽²⁵⁾

同会は、光緒32年2月中旬、「邑紳」梅豫根が發起して「同志十数人を糾合」して結成された。その主要な動機は、「専制国家体制の長期化により地方のことに対して地方の人がほとんど発言しなくなり、地方自

治の実施が未曾有の事であるにもかかわらず、地域の人の能力が不足しているが故にみすみす機会を逃してしまう、あるいは守旧の縉紳や貪欲な官僚によって食いつぶされてしまうおそれがある⁽²⁶⁾、それ故にこの千載一遇の機会を突いてあるものにしようとすることに端を発していた。当初は姚曾榮が設立した滬濱学堂に仮住まいして会所とし、「暫定簡章」（以下「簡章」とする）を定め、「職員」を選出した⁽²⁷⁾。「演議員」として雷奮および姚曾榮が推され、前者は日本の自治制度を、後者は租界工部局制度を講じた。のち、章程を改訂し（第一次改訂）、同年7月には会員が徐々に増えたことにより会所を移した。8月20日には大会を開催して正副会長および職員を選出した。大会参加者は40人を超えたという。章程も第二次改訂を行い、11月29日の臨時大会にて布告された。

同会の主たる目的は、第一次改訂までは「地方自治の学問を研究して、知識を交換し、ともに進歩を謀る」であった⁽²⁸⁾。会員たる条件としては、年齢20歳以上でアヘンの吸引をしない者で、既会員二人以上の紹介を経る必要があった。「簡章」では、これらに加えて月ごとの参会義務の回数が決められていたが、第一次改訂において削除された。会員を代表して会務を運営するのが職員であった（表1参照）。その任期は半年とされていた。トップリーダーの呼称は、第一次改訂において総幹事から正副会長へと変更されたものの、実際の会務を担当する四部門——庶務、会計、書記、演講——の呼称は不変であった。ただ、職員数は改訂ごとによって変わっており、このことから会の規模や組織、会務の変化を看取できよう⁽²⁹⁾。第一次改訂における職員数の増殖は、会員数の増加を反映したものと推察できる。

表1 地方自治研究会の主要職員名

☆上半年（簡章時代）

総幹事員 張煥斗

書記員 張在新、梅豫根

庶務員 姚曾榮

演議員 雷奮、姚曾榮のみ

会計員 黄慶瀾

☆下半年（第一、二次改訂、波線は主任）

会長 李鍾珩 副会長 張煥斗

庶務員2 張在恭、黄国瑞

会計員2 梅豫根、黄炎培

書記員4 張在新、祁祖鑿、姚曾榮、林祖潛

演議員8人以上 雷奮、穆湘瑤、吳馨、沈恩孚、王納善、袁希濤、姚曾榮、黄炎培

調査員 王納善、王震、穆湘瑤、葛士洵、蔡正蒙、林祖潛、張志鶴、莫錫綸

朱日宣、沈慶鴻、聞宗路、凌紀椿、姚元焮、黄炎培、管圻、周文彬

編集員 張在新、夏啟瑜、姚曾榮、沈恩孚、黄慶瀾、梅豫根、袁希濤、单慶銘

葉景澧、姚明輝、吳馨、祁祖鑿

さて、第二次改訂では、その内容がかなり変更された。会員となるための条件は第一次改訂と同じであったが、組織の規模や目標、活動内容がとりわけ大きな変貌を遂げた。目標は「地方自治の学理とその實際を研究し、以て地方政治の進歩を期す」と改訂され、実践にも重点が置かれるようになった。そのために職員数も第一次改訂に比して二倍ほどにもなり、また調査部・編集部の二部も設けられ、それらに講演会が付設される形態になった。その職掌は表2のとおりで、以前に比べてより整備され、具体性を増すものとなった。このような会の性格の変化や組織・活動内容の拡大は、おそらく本節冒頭に述べた清朝の立憲改革の上論を受けてのことと思われる。会務の主たるものは、知識普及のための「講義」である。表3の如く、「講義」は全部で15回ほど実施された。

また会員に関しては表4のような特徴を看取できる。

表2 第二次改訂における調査部・編集部の職掌

調査部 戸口・財政・地方行政・風俗習慣・教育事業・慈善事業・各種実業・公共建築物の調査
 編集部 調査員の報告・講演録の編輯、地方自治に関する文献の調査・収集、図書・報章の収集、会報の編輯

表3 「講義」の講師名と「講義」の主な内容⁽²⁹⁾

時期	講師名	主な内容
第1期	雷奮	「講義」の概要・全体像
第2～4期	雷奮	地方自治の原理について
第5期	姚曾榮	上海公共工部局組織法について
第6期	雷奮	日本の地方自治制度について
第7期	雷奮	工部局組織法と日本自治制の比較
第8期	錢念劬 (来賓)	地方自治研究とドイツ・日本の事例
第9期	雷奮	地方自治団体について
第10, 11期	王納善	各国の都市における公益事業
第12期	⁽³⁰⁾ * 呉馨	上海西区の状況について
第13期	* 沈恩孚	地方自治と政治家・教育家・実業家
第14期	袁希濤	北方(華北)と南方の村落状況と地方自治
第15期	穆湘瑤	地方自治の完成とその効果について

表4 地方自治研究会会員の属性 (計76人)

年齢層			出身地 (籍貫)	職業	
20～29歳	16人	21.1%	上海	45人	商人 21人
30～39	24	31.6	江南	16	儒者 30
40～49	16	21.1	浙江各県	11	官僚 7
50～59	7	9.2	安徽各県	1	地方公益従事 12
60～69	3	3.9	不明	3	警察 3
不明	10	13.2			その他 1 不明 2

表5 主な会員の「職業」

儒者……………雷奮, 陳恩孚, 黄炎培, 袁希濤
 地方公益従事者…李鍾珪 (総工程局総董), 莫錫編 (総工程局総董), 姚文枬 (学務公所総董)
 顧言 (学務公所協董), 单慶銘 (南区副区長), 王師曾 (南区当直員), 楊鶴吉 (西区庶務員)
 姜漢 (南区賛助員)
 その他……………程乃衡 (警察長), 周晋鏞 (電報総局総辦)

②地方公益研究会⁽³¹⁾

地方公益研究会（以下、「公益研究会」と略記する）は光緒32年冬、おそらく10月ころに設立された。一年が一期とされており、毎年10月に大会を開催して章程の改訂や職員の改選を行っていた。使用した史料は、その第三期目の総括ということになる。

発足当初、同会設立の目的は「上海の紳商学各団体を連絡し、公益〔の推進を〕計画し、意見〔の相違を〕解消し、相互に力を貸して進歩を求め」ことに置かれていた。また、研究は無論のこと実践も視野に入れられており、前述の「目的」を受けて活動方針には、「各団体を一団体として共同研究」をし、「地方自治の基礎を打ち立てて、行政の補助機関とし、行政の権限を侵さない」ということが盛り込まれていた。組織は、会長（1人）、副会長（2人）、議員（24人）、書記員（2人）、幹事員（4人）で、一期ごとに投票により選出された。また、実践を意識して地方公益事業の研究すべき項目に沿って「各部」が設けられていた⁽³²⁾。会への入会規定として「現在（上海出身であるか否かにかかわらず）上海に居住しているか、もしくは上海人で他省において官職に就いており、25歳以上、有職で、アヘンを吸引せず、公益事業に熱心である者」ならば誰でも「会員の紹介」を経た上に入会できた。

その後光緒34年冬に、組織構成および章程には改訂が加えられた。目的は「紳商学界を連合して地方公益を研究し、社会を開化し、地方自治の基礎をつくる」

となり、社会の開化という側面に重点が置かれるようになった。組織は会長、副会長、議員、幹事員は不変であったが、書記は2人から4人へ増員され、また新たに調査員（8人）が設けられた（それらは表6を参照）。さらに研究事項も一部改訂が加えられ、衛生、保護（警政・救火）、路政、慈善事業、通俗教育の五項目となった。会員資格も若干の変更がなされ、既会員の紹介が必要なこと、年齢25歳以上および有職者という条項は不変であったが、上海出身者で他省における官職従事者は除外され、上海居住者のみとなった。おそらくこれは、自治の現実化をより強く意識するようになったからであろう。

名簿に登録されている総会員数は173名である。会員等の年齢・出身地の特徴は表7の如くである。出身地の傾向は、地方自治研究会のそれと比較してみると上海の比率がより高く、年齢構成も30歳台から50歳台が中心となっていることがわかる。これは表8に明らかかなように、会員に確かに「紳商学各団体」の幹部らが多数参加しており、かつ表には含めなかったが各種学校の董事・校長に就任している者も少なくなく、また、会員には複数の役職を兼務している者も多いということに起因するものと思われる。従ってすでにみた12団体は、構成員が相互にいくつかの団体に加入していることからすると、「上海・江南エリート」とも呼称されるような、ゆるやかな凝集性を持つ広範な領域にわたるような集団を形成していたと言っても過言ではないだろう。

表6 地方公益研究会の職員（第三期）

会長	蔡正蒙
副会長	姚文棟、郭廷鈺
書記員	汪錫增、黄寶圻、姚明輝、藏清楊
幹事員	郁頤培、徐蔭桐、王沛霖、王樹功
議員	葉景溥、葉達、陸文麓、潘如樑、趙鴻藻、周文彬、姚文耕、金潤章、金祖圻、郁懷智、朱日宣、楊辰、曹堅、沈宗約、毛經疇、蔡爾康、吳馨、曾広権、莫錫綸、王納善、範熙瑞、張宗望、張汝炳、郭廷贊
調査員	曹驥、蘇紹良、王增禧、林曾賚、蔣斯來、許模、沈周、吳炳熊

表7 地方公益研究会会員の年齢構成と出身地

年齢層	人数	出身地（籍貫）	人数
20～29歳	8人	上海	143人
30～39	30	江南	12
40～49	48	浙江	9
50～59	34	安徽	3
60～69	10	広東	1
70～79	5	湖北	1
不明	38	不明	4

表8 地方公益研究会構成員の「職業」的特徴(()内は役職)

◎総工程局

李鍾珽(領袖総董), 莫錫綸(総董), 郁懷智(総董), 王宗駿(議董)
 王納善(議董), 張煥斗(議董), 張在新(議董), 曹驥(議董), 黃慶瀾(議董)
 姚文枬(議董), 郭廷珍(議董), 林曾賚(議董), 鍾浩志(議董), 蔡正蒙(議董)
 葉達(議董), 葛士洵(南区賛助員), 范熙瑞(路政所), 蔡爾同(当值員)
 郁祖培(清道所), 楊逸(文案)

◎区長・区董・段董など

吳馨(西区区長), 周文彬(西区副区長), 姚元煥(西区当值員)
 顧履桂(南区区長), 单慶銘(南区副区長)
 王永堃(二舖段董), 沈兆涵(南三舖段董), 楊辰(南三舖段董), 顧学鵬(四舖段董)
 陳汝壽(八舖段董), 趙葆焜(九舖段董), 顧式章(九舖段董), 胡恩錫(九舖段董)
 顧学謙(十舖段董), 蔡爾康(十二舖段董), 林曾賚(十五舖段董), 凌紀椿(十五舖段董)
 王沛霖(十九舖段董), 張啟燠(二十舖段董), 薄德明(二十舖段董), 衛文熙(二十二舖段董)
 沈希椿(二十二舖段董), 顧徵錫(西門外段董), 楊鶴吉(西門外段董)

◎各種局所

王錫華(保嬰局董), 曹堅(保嬰局董), 沈希椿(洒掃局幹事員), 楊家善(郷約局)
 蔡正蒙(魚団局総董・巡警総局議員), 朱日宣(巡警総局議員), 馬錢昌(巡警総局営業員)
 顧言(上海官契局総董), 姚元煥(救生局董)

◎勸学所

姚文枬(総董), 李鍾珽(学董), 周文彬(学董), 吳馨(学董), 楊逸(学董)
 朱日宣(学董), 張在新(学董), 曹棟(学董), 金潤章(学董), 潘如樑(学董)
 葛尚冲(学董), 范熙瑞(学董), 顧言(学董), 顧履桂(学董), 姚明燾(学董)
 汪錫增(学董), 毛経疇(学董), 賈豊芸(学董), 郭廷珍(学董), 丁烈(学董)
 林曾賚(学董), 鍾浩志(学董), 蔡正蒙(学董), 莫錫綸(学董), 单慶銘(学董)
 郁懷智(学董), 陸文麓(学董), 錢允中(文案), 沈周(会計), 劉至信(駐辦)

◎学董・勸學員

王增祺(北郷), 王納善(中郷), 沈希椿(西城), 謝源深(東郷), 顧鴻達(東城)
 姚明燾(中郷勸學員), 葉景滢(中郷勸學員)

◎上海教育会

朱壽朋(会長), 葉景滢(副会長), 曹棟(職員), 金潤章(職員), 潘如樑(職員), 葛尚冲(職員)

◎救火連合会

李鍾珽(会長), 毛経疇(副会長), 沈宗約(調査員)

◎その他の各種団体

蘇紹良(西北城地方会副幹事長), 黃寶圻(西北城地方会職員), 林曾賚(東南城地方会会長)
 吳炳熊(商会会董・商務分会代表), 張汝炳(医学研究所会董), 夏紹庭(医学研究所会董)
 耿燮(医学研究所会董), 曹驥(輔元・保安・果育等の堂董事), 倪光裕(魯班公所会計)
 郭廷珍(果育堂駐董), 郭廷贊(運同街復善堂董), 胡繼松(育嬰堂董), 陸文麓(保安堂董)
 葉佳棠(普育堂駐董), 薄德明(江寧公所經理), 王增祺(煤炭業董), 邱上選(靛青業董)

◎諮議局議員 姚文枬, 謝源深

③憲政研究会・預備立憲公会

憲政研究会は、光緒32年8月頃には設立へ向けて準備が進められていたようである。後に憲政研究会会長に推挙された鄭孝胥が、その日記に細大もらさず詳細に採録していることから知られるように、設立へ向けての大きな契機となったのは同年7月13日の上諭であったと思われる⁽³³⁾。そして憲政研究会は同年8月6日に鄭孝胥、張謇等を發起人として設立された⁽³⁴⁾。会の目的は「国民が政治参加の天職を尽くし、預備期間内においては正俗をよく見極め、得失を研究し、立憲実行の後には国民を代表して政府を賛助し、誠意を尽くし、皆の力を合わせて利国便民の所以をと共に謀る」というものであった。第一回目の大会は10月24日に開催され、職員を選出するとともに暫定章程が採択

された⁽³⁵⁾。

憲政研究会発足当時の会員(第一次)は44人⁽³⁶⁾、後には(第二次)156人⁽³⁷⁾、計200人が名簿に登載されている。そこで憲政研究会会員簿を、やはり同年設立の地方自治研究会会員簿とつきあわせてみると、表9のように27名もの重複会員が存在していることがわかる。また、会員の出身地は明らかではないが、名簿に登載されている「通信所」を見る限り、八割ほどが上海であり、江蘇を含める九割ほどになることから、同会は上海居住者の組織と言っても過言ではあるまい。

その後何回か会合を開催した後、同年9月4日、憲政研究会(ただし『鄭孝胥日記』には「憲政研究会」と記されている)は預備立憲公会へと改組され、このときの入会者は27名だったという⁽³⁸⁾。次いで会

の「暫行章程」を決定し⁽³⁹⁾、11月1日には第一回大会を開催した。この時には来賓、会員あわせて200余人が来会したという⁽⁴⁰⁾。会の目的は「つつしんで論旨に^{したが}、発憤して〔立憲制について〕学び、合群を進める」であった。

さて、『預備立憲公会^{かいいんめいほ}題名表』(以下『題名表』とする)⁽⁴¹⁾によれば、この段階の会員数は344人である。成立一年後の会員数が153人であったことからすると、大幅な増加である⁽⁴²⁾。注目すべきは会員等の「職業」と「籍貫」である。『題名表』を見る限り、「職業」欄には官僚経験者が大変多いことが看取できる。おそらく清朝当局への届出により公開性が高まり、官僚経験者が加入しやすくなったのであろう⁽⁴³⁾。

また「籍貫」は会員のその当時の居住地域と必ずしも一致するわけではないが、預備立憲公会の人的な広がりを確認するための指標とすることは可であろう。表10に明らかなように、まず第一に、上海出身者の割合は驚くべきほど低下しており、憲政研究会の会員の名前もほとんど見られない。第二には江蘇省(とりわ

け江南)出身者の拡大が顕著である。そして第三に、全国17省に会員がおり、浙江、広東、福建、安徽といった地域に多数の会員が見られる。ことに浙江籍には著名な商人等が含まれている。これらの事実から、憲政研究会を発展・解消する形で預備立憲公会が創設されたとはいえ、その性格は大きく変容していったと言えるのではないだろうか。

以上のように、立憲・地方自治の実施に深い関わりを持つ四つの団体について検討してみると、第一に、いずれも知識の普及の上に実践を意識していることがわかる。換言するならば、会員としていずれかの団体に加入しているということは、個々の実態はともかくも、法政的知識に明るいとみなされうということになる。第二には上海を活動のセンターとし、上海の地域エリート等と、江南の地方エリート等が連携していく様相を看取できよう。おそらく以下に検討するように、諮議局開設へ向けての具体的作業の中でそれは強化されていったのである。

表9 憲政研究会と地方自治研究会との重複会員

呉馨、沈恩孚、袁希壽、王納善、祁祖鑿、黄炎培、林祖涪、雷奮、姚明輝、黄慶瀾、沈慶鴻、管圻、李鍾珏、楊士照、張在恭、王震、張志鶴、葉達、莫錫綸、顧履桂、毛経疇、吳廷璜、張煥斗、单慶銘、穆湘瑤、黄国瑞、郁懷智

表10 預備立憲公会会員の主な出身地域

江蘇 137人(無錫24,武進17,陽湖13,呉県9,金匱8,丹徒7,嘉定4,宝山4,通州3など,上海を除いて全41州県)
 上海 10
 浙江 83
 広東 47
 福建 21
 安徽 21
 その他25(江西,貴州,湖南,甘肅,山東,湖北,河南,四川,吉林,陝西,山西,満州)

3. 諮議局籌辦所の設置と地域エリート

諮議局の設置にあたっては、各省の民情、風俗、沿革、旧慣に違いがあることから、地方の実情を十分に把握する必要性があった。そのため光緒33年9月、諮議局開設の上論とほぼ同時に、各省に調査局の設置と調査の実施とが提起され、各省調査局辦事章程全13条が起草され、直ちに裁可された⁽⁴⁴⁾。次いで翌34年6月、諮議局章程および諮議局議員選挙章程が制定され、あわせて各省督撫に対して一年以内に諮議局を開設するよう下命し⁽⁴⁵⁾、また同年7月初旬、憲政編查館は各省に対して咨文を發して諮議局籌辦所を設置し、さ

らに一年以内(宣統元年9月まで——筆者)に諮議局を設置するよう促した。またこの咨文で「諮議局」を諮議局籌辦所と改称するよう通達がなされた⁽⁴⁶⁾。そして8月には、立憲準備の総見取り図とも言える逐年籌備事宜を公布したのであった。上述の如き一連の経緯の中で、江蘇省では光緒34年1月、諮議局設置に向けて、諮議局章程が制定されるまでは、まず広汎に士紳を集めて研究を遂行することになった⁽⁴⁷⁾。そして張謇らが中心となり⁽⁴⁸⁾、同年4月26日、江蘇諮議局研究会が設立された⁽⁴⁹⁾。

同会の目的は「全省の紳民を連絡し、諮議局の職任、権限に関することを研究し、議員の補助をする」であり、江寧(南京)に本部が設置された。注目すべきは

同会がこれまでの社会団体にみられない性格を備えた団体であったことである。第一にはその公認性である。同会は設立にあたって督撫それぞれに呈文を送って承認を求めており、これに対して督撫は批を返して公認(傍点は筆者)しているのである⁽⁵⁰⁾。第二には、この会が江蘇省という地域的背景を強く意識して形成されたことである。会員規定をみると、江蘇省出身の者であろうとなかろうと既会員三人以上の紹介を以て入会

することができるという規定も設けられていた。これに加えて、というよりはむしろこちらがより重視されていたと思われるのだが、江蘇省下の各州府県から最低三人(これより多い分には問題ない)を推挙することになっていたことである⁽⁵¹⁾。発足当初の職員は表11のとおりである。全体の会員数は明らかではないが、多くの参加者があったと思われる⁽⁵²⁾。

表11 江蘇諮議局研究会職員一覧(()内の数字は得票数)

会長	張謇 (196票)									
副会長	仇繼恒 (108) 馬湘伯 (81) [次点者 蔣炳章 (67) 夏寅官 (24) 許鼎霖 (24)]									
編集委員	(会長による推挙者を会員により承認)									
寧属委員	盧重慶	陳官彦	陸維李	吳涑	張蔭毅	習良枢	譚慶藻	楊永		
蘇属委員	楊天驥	沈恩孚	張毓英	姚明輝	孟森	秦瑞玠	陳義	趙瑞豫		
	黃守孚	許朝貴								
調査主任										
江寧府属	夏仁瑞	陶保晋	松江府属	穆湘瑤	雷奮					
揚州府属	夏寅官	周樹年	常州府属	朱溥恩	童斐					
淮安府属	陳福咸	張符元	鎮江府属	茅謙	吳佐清					
通州属	嚴桂彬	張藩	大倉州属	洪錫範	林可培					
蘇州府属	吳本齊	錢崇威	(徐州府, 海州は後に選出, 未記載)							
駐会辦事員	主任	雷奮	副主任	鍾福慶						

江蘇省では、また、人材を育成するためにまず法政学堂が設置された⁽⁵³⁾。さらに、同年5月、準備組織としての「諮議局」と調査局とが設置された⁽⁵⁴⁾。そして、諮議局章程の策定および前述した憲政編查館からの咨文を受けて、設立の準備が進められた。9月10、11日の両日に鄒福保、王同愈、蔣炳章らが中心となって蘇属の紳士等は準備のための会議を開いた⁽⁵⁵⁾。この日は籌辦所職員の選出が中心議題であり、その結果、蘇属諮議局籌辦所の職員は、六つの社会団体——地方自治研究会、学務總會、教育会、商会、蘇省体育会、拒煙会——から二人ずつ推挙することになった。また、前出の三人に関しては「総辦」(鄒福保、王同愈)、「会辦」(蔣炳章)という肩書きが付されていることから、これ以前にすでに決定されていたものと思われる。このような経過の後、いわゆる蘇属諮議局籌辦所が同年9月16日に成立し⁽⁵⁶⁾、また翌年9月の諮議局成立を目指して「予定日期表」が策定されたのであった⁽⁵⁷⁾。

一方、寧属諮議局籌辦所は同年8月末から設立の動きが始まり、9月に入ると許鼎霖、張謇を中心として、また許、張の二人が多忙により省城に常駐して準備を進められないことから代わりに仇繼恒、魏家驊の二人を公推して(傍点は筆者)、督撫に報告するとともに、省城に常駐させて設立準備にあたることになった。同月13日には、官界、紳界双方の代表者氏名が督撫に報

告され、同17日には籌辦所の「宗旨」や職務が議論された。また、19日には具体的な組織方法が検討され、社会団体を推薦母体とした蘇属とは異なり、六つの府州から「担任人」を推挙することにした⁽⁵⁸⁾。10月9日、上述の六府州の代表者らの投票によって各科長・科員が選出され、即座に両江総督端方に上申された⁽⁵⁹⁾。そして蘇属にやや遅れてが10月11日に正式に(傍点は筆者)設立されるに至り⁽⁶⁰⁾、双方の諮議局籌辦所は諮議局の成立時に解散されることになった。寧属諮議局籌辦所の成立の日に演説に立った張謇が力説したように、諮議局籌辦所の最も主要な任務は諮議局議員選挙であった⁽⁶¹⁾。ではそれぞれの籌辦所の設立に、地域エリート等は一体どのように関わるようになったのであろうか。

諮議局の設置に関してはすでに「公正明達な官紳」を選んで行うことが下命されており⁽⁶²⁾、二つの諮議局籌辦所の設置についてもそれにならうことになった。諮議局籌辦所の組織は、専任職員として蘇属・寧属ともに総辦、会辦、総理、協理、提調、科長、科員が設けられ、さらに蘇属のみに司選員が設けられ、「事理に明るく、法政に習熟している者」から選ばれた⁽⁶³⁾。また職務上、選挙科、文牘科、庶務科の三科が、また寧属ではこれに加えて司選科が設置された⁽⁶⁴⁾。総辦には巡撫によって任命された布政使、提学使、按察使が就任し、全体を統括した。科員以外の総理以下の役

職はやはり巡撫が文書でもって任命し、また科員は籌辦所によって任命された。会辦、総理、協理の三職は総辦を補佐・協力する役目を与えられており、実際には前述の諮議局研究会が推挙した人員を承認した模様である⁽⁶⁵⁾。司選(科)員は各府州県に派遣され、当地の士紳と協力して選挙事務所の設立、あるいは諮議局選挙章程や選挙調査・名簿作成に関することを執り行うという役職であった⁽⁶⁶⁾。蘇属・寧属両籌辦所の職員名は、表12、表13のとおりである⁽⁶⁷⁾。

二つの職員一覧からは、官僚経験者、科挙学位保持

者に加えて日本留学経験者や法政学堂・師範学校の卒業生が多数含まれていることが看取できる。また、蘇属に関しては、地元の江蘇省出身者が比較的多く、おそらく寧属でも同様の状況が推定できよう。また他省出身者では、ある特定の県出身者も顕著である。そして、注目すべきは幹部職員に預備立憲公会会員が少なからずみられることである。これはすでに述べたように同会員に官職経験者が大変多いことに起因するものであろう。

表12 蘇属諮議局籌辦所の職員一覧 (() 内は籍貫、下線は預備立憲公会会員)

総辦	前布政使司・瑞澂(満州正黄旗人)、署布政使司・左孝同(湖南湘陰) 提学使司・樊恭煦(浙江仁和)、按察使司・左孝同、署按察使司・趙濱彦(浙江帰安)
会辦	奏調四川補用道・熊希齡(湖南鳳凰府)、候補道・王仁東(福建閩県)、候補道・夏敬観(江西新建)
総理	翰林院侍講・鄒福保(江蘇元和)、翰林院撰文・王同愈(江蘇元和)
協理	前直隸按察使司・王清穆(江蘇崇明)、翰林院編修・蔣炳章(江蘇呉県)
提調	保送知府・陸懋勳(浙江仁和)
顧問員	日本早稲田大学法政畢業生・楊廷棟(江蘇長州ただし預備立憲公会会員題名表では元和) 日本早稲田大学法政畢業生・雷奮(江蘇華亭)
選挙科科長	日本早稲田大学法政畢業生・楊廷棟(江蘇長州)
科員	日本法政大学畢業生・潘承鏢(江蘇長州)、日本法政大学畢業生・費廷璜(江蘇長州)
司選員	候補知県・張紹壽(湖北咸寧)、試用従九品・鄭隆奎(浙江烏程)、日本法政大学畢業生・張家成(江蘇長州)、日本法政大学畢業生・朱景圻(浙江烏程)、法政学堂畢業生・蔣鴻元(江蘇元和)、法政学堂畢業生・邵祖雍(安徽 県) 日本警監学校畢業生・徐金熊(江蘇崇明)、武陽商会坐辦・于定一(江蘇陽湖)
文牘科科長	候補知県・商言志(浙江嵊県)
科長	指分江西試用知県・胡穎之(浙江山陰)
収発委員	候補知県・黎広潤(湖北黄陂)
前監印委員	候補知県・徐之模(浙江海塩)
監印委員	直隸州用候補知県・嚴宝騏(浙江烏程)
繕校員	候補直隸州州同・盧鴻鈞(河南永城)、候補府経歴・范家祺(広西臨桂)、候補県丞・劉秉鈞(江西新昌)、候補県丞・何応森(浙江蕭山)、候補県丞・陳忠順(浙江錢塘)、候補巡検・劉瑞璋(河南商城)
前繕校員	候補府経歴・俞廷藩(浙江会稽)
庶務科科長	候補知県・金彭年(浙江黄巖)
科員	候補同知・黄鳳年(江西南城)、丁憂浙江候補知県・呉曾壽(江蘇呉県)
会計員	法政優等畢業生・毛啟才(江蘇長州)

表13 寧属諮議局籌辦所の職員一覧(籍貫は未記載だが、一部筆者が補った。下線は預備立憲公会会員)

総辦	布政使司・樊増祥、提学使司・陳伯陶
総理	翰林院修撰・張謇(江蘇通州)
会辦	塩巡道・栄恒、奏調江蘇候補道・熊希齡、江蘇候補道・趙從嘉、江蘇候補道・李瑞清
協理	前翰林院庶吉士・仇継恒、安徽候補道・許鼎霖(江蘇贛榆)、翰林院編修・夏寅官(江蘇東台)、前広東高雷道・段書雲、兼(文牘)科長前河南南陽府知府・周鉞
法政科科長	留日法政大学畢業生優廩生・盧重慶
科員	候選主事留日法政畢業生・徐庭麟、候選按察司経歴留日法政専科畢業生・呉榮萃
文牘科科長	協理兼科長前河南南陽府知府・周鉞
科員	浙江候補知県・趙寛、江蘇候補巡検・梁世祚
司選科科長	分省試用直隸州・汪秉忠
駐所科員	候選同知・呉涑、揀選同知・夏仁瑞
出発科員	江蘇候補知県・鄧彦遠、江蘇候補知県・馬昌期、江蘇候補知県・張曾謙、候選県丞・陶春榮、候選県丞・邱以謙、日本法政畢業生・徐検禮、師範畢業生・凌文淵、直隸州州同・孫啟椿、留日師範畢業優廩生・仇採、揀選知県・譚慶藻揀選知県・祁世倬、留日普通畢業廩生・童富康、師範畢業附生・陳光甲、前泳陽県訓導・徐聯芳、附貢生・王樸、師範畢業貢生・嚴桂彬、候補訓導・龔肇新、附貢生・張錦睦、陝西大挑知県・聞溥、東文学堂畢業附生・楊水、候補知県・李提農、留日経緯学堂畢業生・楊永、日本師範畢業生候補訓導・夏斌、正任東台县知県・何元泰、候補知県・盧運昌、日本法政畢業生・許崇光、日

本法政卒業・胡伯言, 師範卒業・倪宝琛, 協領・明喜, 廩生・札克達納, 候補県丞・袁葆恒, 江蘇候補同知・陳永熙
 庶務科科長 江蘇候補知県・易煥鼎
 科員 候選同知・顧琪, 江蘇候補同知・徐静

4. 選挙の調査と実施

諮議局章程は全62条, 諮議局議員選挙章程は全115条である。選挙自体は初選挙, 複選挙の二段階の方式で, 初選は複選での有権者を選ぶための選挙であった。従って, 初選において当選しなくとも, 複選において諮議局議員に選出される事例もみられた。選挙権は満25歳以上の男子で, かつ①地方公益事務, ②教育(歴), ③科举資格, ④官僚経験者, ⑤財産規定, の五項目中のどれか一つの条項を満たしている者に与えられた⁽⁶⁸⁾。また被選挙権は, 欠格条項を有する者および一部の職業に従事している者を除いて⁽⁶⁹⁾, 年齢満30歳以上の男子で, 自身の籍貫のある省もしくは他省に満10年以上居住する者に与えられた⁽⁷⁰⁾。

議員定数は各省ごとに定められた。ただし, 本稿で

表14 各省の諮議局議員定数

奉天 50	吉林 30	黒竜江 30	順直 140	江寧 55	江蘇 66	安徽 83
江西 97	浙江 114	福建 72	湖北 80	湖南 82	山東 100	河南 96
山西 86	陝西 63	甘肅 43	新疆 30	四川 105	広東 91	広西 57
雲南 68	貴州 39					

また, 規定によれば, 初選挙の実施単位は庁, 州, 県, 複選挙は府, 直隸庁, 直隸州であった⁽⁷²⁾。そのため, それぞれの実施単位ごとの有権者数を基準にして次のような手順で確定された。たとえば蘇属では総有権者数が59,643人で, これを定数66で除すると, 903という基準値が算出される。すなわち, 有権者903人につき1名の議員を選出するという割合になる。次に, 表15のように各複選区の有権者数を基準値

表15 江蘇蘇属の複選区の議員定数

地区	A有権者数(単位, 人)	B選出議員数	端数(A-B×基準値, 単位人)
蘇州府(11庁県)	10,248	11	315
松江府(8庁県)	13,018	14プラス1=15	376※1
常州府(8庁県)	19,098	21	135
鎮江府(5庁県)	10,123	11	190
大倉州(4県)	7,156	7プラス1=8	835※2
計	59,643	64プラス2=66	

さて, このようにみても, 選挙準備の最も重要な作業は初選区における有権者の調査・確定作業であったと言えるだろう。官紳協力の前提のもとに諮議局設置が進めらようとしていたわけであるが, これらの

取り扱う江蘇省は特殊事例に該当し, 江寧地区(寧属), 江蘇地区(蘇属)それぞれ個別に定数が設定されていた。各省の定数は表14のとおりである。では, 各省ごとの定数はいったいどのようにして決定されたのであろうか。定数設定の基準となる数値としては, 人口数や納税額がまず想定されることであろう。ところが人口に関しては, 当時正確な調査は未実施であったために依拠すべきデータは存在していなかった。そこでやむなく採用したのが各省の「学額(科学定員)」であった。ただし, そもそも江蘇・江寧両地区は「学額」が少なくかつ漕糧は大変に重かったことから, この規準では他省に比べて著しく不公平になる。そこで両地区のみ, 漕糧三万石につき議員定数を一名増加するという特別の規定が設けられることになった。その結果, 寧属は9名, 蘇属は実に23名の増加となったのであった⁽⁷¹⁾。

で除し, 複選区の定員が決定されることになる。このやり方で64議席の振り分けが行われるが, 全体は66議席割り当てられており, 残り2議席が未確定である。最終的にこれは表の「端数」の上位二地区にそれぞれ1名ずつ割り当てられることになるのである(表15の※1, ※2)。初選区の初選当選人の選出方法も同様で, 以上のような手順で各選挙区の選出数が決定されたのであった⁽⁷³⁾。

調査はとりわけ地域の実情に通じた在地の士紳等の協力が不可欠であった。では, 具体的にどのようにして調査が遂行されたのであろうか。まず事務・調査の総とりまとめの組織として, 各初選区では「本地明達士

紳)を選んで選挙調査事務所を設置した⁽⁷⁴⁾。設置にあたっては各地域の団体(勸学所, 教育会, 商会が多い——筆者)が, 人材の輩出や調査経費の負担などにおいて重要な役割を果たした⁽⁷⁵⁾。

各初選区では大会を開催して選挙事務所の董事および調査員を選出し, あわせて選挙事務所簡章や「辦事日期表」が取り決められた。また選挙区によって名称は様々であるが調査のための規定, 調査マニュアルの作成が行われた⁽⁷⁶⁾。江蘇諮議局調査会の調査に拠れば, 各初選区区中で, 準備への取り組みが最も早かったのは常州府属の武陽地区であった。光緒34年9月20日頃にはすでに「城廂」(都市部——筆者)での調査は終了し, 残った郷村地域の調査も9月中に終了する見通しであったが⁽⁷⁷⁾, 他地区の参考に資するべく江蘇諮議局調査会によって『時報』紙上に紹介されもした⁽⁷⁸⁾。

調査員の人数は, 選挙区の大小が異なる関係から一定ではなかった。たとえば松江府属南匯選挙区では10区で31名であったし⁽⁷⁹⁾, 淮安府清河県はわずかに5区14人⁽⁸⁰⁾であった。無論, 調査員のみでは限られた期間内において, 誤り無く正確な調査を行うことには限界があった。従って, 調査員とともに県下各区の郷董, 保董, 図董等や, あるいは近隣在住の士紳等を動員して調査にあたらせたのであった⁽⁸¹⁾。ただし, 地保は調査の任に堪え得ないこと, また「社会上の悪感情を容易に生じ」てしまうことから用いないことにされた⁽⁸²⁾。動員された区董・図董等の人数は調査員のそれよりも多く, たとえば長州県は調査員16人に対して区・図董48人, 元和県は16人に対して33人, 呉県は20人に対して56人と, それぞれ調査員の二倍以上を動員したのであった⁽⁸³⁾。

調査の手順⁽⁸⁴⁾は, 最初は調査にあたる者等にその方法を説明し, 理解を促すことであった。城市(都市部)ではまず「宣講」^{せつめい}を行い(期間1日, 以下同じ), その上で, 初選区の紳商学会員を集めて「調査須知」の理解を促した。その後調査員と調査協力者とがいっしょに研究を行い調査に備える(5日)。郷村の場合はまず同様に郷董を城市に招集して「講説」^{せつめい}し(1日), 次いで各郷董に「調査須知」を配って研究させ(5日), その後各郷董は自身の郷に戻って図董を集めて「講解」^{せつめい}する(3日)という具合である。これらの説明のために, 諮議局籌辦所の司選員は実に17種もの携行品を持って行かねばならなかった⁽⁸⁵⁾。第二には, 実際の調査により得られた情報を持ち帰って, 帳簿に記載する作業である。その際にとりまとめるために城市・郷村の分区作業もなされ, 城市においては各坊廂

董事もしくは商・学会会員が, 郷村においては図董等が補助した(ともに6日)。そして, 第三は帳簿のチェックで, 城市では紳士数人が, 郷村では郷董が担当した(5日以内)。このような手順の下に, 有権者名簿である「選挙人宣示名冊」が作成されたのである。目下のところ, 私見の限り, 現存する有権者名簿は多くない。その中で『上海県選挙人宣示名冊』を素材に, 有権者の具体像に迫ってみよう。

上海県では光緒34年9月中頃, 「諮議局選挙名冊」作成のための調査およびその編纂が告示された⁽⁸⁶⁾。地域エリート等は9月22日, 選挙調査事務所にて会議を開催し, 調査のために県を当初は全41区に区分し, 主任調査員, 分任調査員の配置を決め, 10月30日を期限とすることが確認され⁽⁸⁷⁾, 調査規則が発表された⁽⁸⁸⁾。この後, 各団体および各図董に対して知県からの照会がなされ, 調査に着手されたのであった⁽⁸⁹⁾。また各選挙区においては調査事務所の名で諮議局設置や議員選挙の重要性が強調され, 遺漏ある場合には書面で選挙事務所まで知らせるようにとの布告も出された⁽⁹⁰⁾。

上海県では結果として表16のように, 全42区分に分区され, それぞれに主任を設けて調査を実施した⁽⁹¹⁾。主任はすべて調査担当区の有権者でもあった。その結果, 総有権者数は3772(3771)人, 城市部2306(2307)人, 郷村部1466(1464)人であった⁽⁹²⁾。有権者の特徴についてしてみると, 年齢については, 表17のように, 20~40歳台の, 比較的若年層の比率が高く, 全体の七割弱を占める。籍貫は全体のおよそ三分の一が上海県以外で, 残りのおよそ三分の二が上海県出身者であった。

最も注目すべきは, 有権者としての資格を問う条項であろう。すでにみたように年齢や性別, 籍貫, 居住年限などの他に, さらに前述の五項目が設定され, そのうちのどれか一つを必ず満たす必要があった。当時の地域エリート等の理解に拠れば, 学務・公益事業の項目は換言すれば人間の「資望」, すなわち威徳・名望を, 教育歴・科挙資格は「学識」を, 官僚経験は「名位」すなわち名声・官位を, そして営業資本や土地は「財産」を示す指標だったのである⁽⁹³⁾。

表16にもみられるように, 調査主任は一方で有権者としての資格を持っていたが, 全42人中, 三つ以上の資格を保持する者が28人, ちょうど三分の二を占める。無論, 地域における他の要因も関係するので, 有権者資格のみで単純に断言することはできないが⁽⁹⁴⁾, 上述の認識にもみられたように資格保持数の多さは一応, 社会的名望家であると見なすための指標とすることは

できよう。では有権者等は、実際にそれらの資格の一体どれを満たすことにより有権者たり得たのであろうか。表18に明らかなように、上海県では資産項目に該当する者が圧倒的に多く、以下科挙、公益、学務と続く。資産項目に該当する者が多いのは、同県の特徴と思われ、当時においてすでに指摘されてもいる⁽⁹⁵⁾。また、複数の資格において合格する者がみとめられ、表19のように最も多い者で四つの資格で合格する者もあり、それらの人々は全35人中23人、約三分の二ほどが選挙調査に関する何らかの役職を担任していた。ただし『上海県選挙人宣示名冊』および『上海県選挙調査員姓氏録』をつきあわせてみると、調査分任者であっても有権者でない者も存在した。

上海県では2月4日、投票が行われた。第一回目の

投票総数2190票、投票率は58.1%であった⁽⁹⁶⁾。同県では初選当選人の定数は44人で、投票総数を定数で除し、その過半数である25票以上の得票で当選となった。ところが、一回の投票では定数の全員が決定しなかったために、同7日、第二回目の投票を行い、ようやく表20のように初選当選人44人が選出された。そのうち預備立憲公会、地方自治研究会、地方公益研究会のどれかに所属する者は結果として23人にもなった。また、上海県は複選区は松江府に属するが、複選当選人は15名で、そのうち上海県出身者は5名であった。なお、表21に記した人物名のうち、穆湘瑤は初選当選人ではないが、初選当選人の投票によって選出された者である。

表16 上海県初選区の区分と調査主任名（地区名と主任調査員名、数字は有権者資格の保持数、nは史料に保持数が未掲載）

頭舗	范熙瑞 4	南区	顧履桂 1	閔行区	李祖佑 4
二舗	陸文麓 4	西区	顧徵錫 2	漕河涇区	唐錫瑞 3
南三舗	楊辰 4	北区	祁祖鑾 3	曹行区	劉增祥 4
北三舗	顧鴻遠 3	新閘区	姚曾榮 2	塘湾区	錢椒 3
四舗	毛経疇 3	老閘区	瞿慶善 3	江境区	曾澤民 4
七舗	蔡正蒙 4	租界	李鍾珏 3	陳行区	秦錫田 3
八舗	程宗浩 1	引翔港区	王增祺 4	三林塘区	趙履福 3
九舗	郁懷智 1	法華区	楊鴻藻 2	楊思橋区	周希濂 3
十舗	顧学坤 2	新涇区	潘上珍 2	高行区	孫燾 2
十二舗	葉承燾 2	諸翟区	沈宗懋 4	陸行区	謝源深 3
十五舗	林會賚 3	江橋区	顧大綱 3	洋涇区	劉志濤 3
十九舗	郭廷鈺 4	虹橋区	王豊玉 4	塘橋区	盛麟書 3
二十舗	莫錫綸 4	颯橋区	何其章 2		
二十二舗	姚文彬 3	馬橋区	耿光觀 1		
東区	王震 n	北橋区	周承德 2		

表17 上海県初選区有権者の年齢構成

20~29歳	472人	12.5%	60~69	355人	9.4%
30~39	1056	28.0	70~79	102	2.8
40~49	1068	28.3	80~89	12	0.3
50~59	704	18.7	不明	3	0.1

表18 上海県初選区有権者の資格条項※1（延べ数）

科挙資格	482（うち進士5，挙人31，生員層446）
学務従事	364
公益事務	468
学校卒業	139
現職官僚	20※2
資産	2669

※1 江蘇省以外の籍貫を持つ者には資格が記されていない場合が多い。

※2 本来、現職官僚という規定はないが、『上海県選挙人宣示名冊』に記されているので項目を独立させた。

表19 四つの資格に合格した者と選挙調査の役職（波線は主任調査員，下線は分任調査員，二重下線は帳簿の総検閲員，点線は検閲員）

[学務・公益・科挙・資産]

<u>范熙瑞</u>	<u>李鴻遇</u>	<u>陸文麓</u>	<u>陸文進</u>	<u>楊辰</u>	<u>蘇紹柄</u>	<u>蔡正蒙</u>	<u>黃寶圻</u>	<u>蔡爾康</u>	<u>郭廷鈺</u>
<u>莫錫綸</u>	<u>曹煒</u>	<u>劉汝曾</u>	<u>周文彬</u>	<u>沈希椿</u>	<u>穆湘瑤</u>	<u>吳馨</u>	<u>王增祺</u>	<u>顧視清</u>	<u>顧鏡清</u>

馬軼羣 顧言 李祖錫 朱鳳談 唐祖瀛 劉增祥 姜涓漁 曾澤民 胡祖德
 [学務・科挙・学校・資産]
 賈豊芸 朱贊 黄熾 楊洪鈞
 [公益・科挙・官僚・資産]
 王增禧
 [学務・科挙・官僚・資産]
 項文瑞
 (出典：『上海県選挙人宣示名冊』、『上海県選挙調査員姓氏録』より作成)

表20 上海県の初選当選人氏名と所属する団体（▲地方公益研究会，×は地方自治研究会，◎は預備立憲公会，◇は憲政研究会に所属，上段は第一回目の当選者と得票数，下段は第二回目の当選者）

▲×◎◇李鍾珪81	▲×姚文枬78	劉增祥64	秦錫田63	唐錫瑞61
▲×顧言 58	▲×◎◇郁懷智58	李祖佑47	馬軼羣47	朱壽朋47
▲◇林曾賚44	▲×蔡正蒙44	王豊玉43	▲×姚文棟42	▲王增祺39
◎◇王震 33	▲×◇莫錫綸31	朱開甲31	錢椒 30	劉志濤28
顧鏡清27	▲陸文麓26			
楊維邦	▲郭廷鈺	趙履福	李宗鄴	▲×朱日宣
姜涓漁	蔣家鳳	▲楊鴻藻	▲×周文彬	▲謝源深
×梅豫棖	◇蘇本炎	▲×葉景澧	孫燾	盛麟書
▲×◇顧履桂	王銓運	▲×◇吳馨	▲◇王納善	錢允利
▲范熙瑞	▲顧鴻達			

表21 松江府の複選当選人氏名

×◇穆湘瑤 ▲謝源深 ▲×姚文枬 朱開甲 秦錫田

終わりに

以上に検討したように、諮議局の設置準備は地方官僚と地域エリート等とが全面的に一致協力する形で進められ、地域エリート等に大きな裁量権が与えられた。すでにみたように、江蘇省では地域から科挙資格保有者・官僚経験者は無論のこと、保董・凶董といった人員に到るまで、大変多くの、しかも多様性に富んだ人員が動員された。それらの人々は、上は諮議局籌辦所の会辦や総理として、下は選挙調査や投票・開票の管理監察員として任ぜられて進められたと言えるだろう⁽⁹⁷⁾。準備の過程で、必ずしも法政的知識に明るいと限らない凶董など在地の人間等の協力を得ることができたのは、朝廷の政策として下命され、督撫以下知州知県まで命令が貫徹されたことに因るものであろう。加えてこれと開明的な地域エリート等との要求とがまさに一致したたことにより、準備を進展しえたと言えるだろう。

実際の選挙においての投票行動は、かなり複雑な状況が存在したことは容易に推定しうる。すなわち、表20に明らかなように上海県の初選挙の第一回投票の得票数を見る限り、得票上位者には必ずしも法政研究団体に加入していない者がみられる。おそらくそれらの人々個人の、あるいはその個人の所属する一族の地域

における威信や権威、経済力、あるいは人望などが複雑に絡み合っていることが想像しうる。表21の複選当選人をみても同様のことが言えるだろう。本稿では言及しなかったが、不正な選挙運動が影響した可能性も全く否定できない。また、法政団体以外の団体、たとえば各個別の州州県は無論のこと、それらを超えて江蘇省全域を地域的背景とする教育団体もすでに成立しており⁽⁹⁸⁾、その人的ネットワークも重要な機能を果たしたとみても差し支えあるまい。

それでは、本稿で検討した法政団体の結成、それへの加入、そしてその組織の展開・改変・拡大は、いったいどのように位置づけられたらよいのであろうか。本稿において幾度となくみてきた各社団の会員であることは、周囲からは法政的知識を習得した者とみなされたことは、想像に難くない。また、それら社会団体が多様な分野のエリート等を結びつける機能を果たしたことも、すでに検討したとおりである。しかし、それ以上に重要なことは、上記の事柄が次に述べるように地域エリート等の秩序観・世界観と密接なつながりを持つことであろう。

地方自治研究会発足の際に、会員であった張在新は地方自治の開始を二千年来未曾有の局面を迎えたと讃えながらも、一方において、ヨーロッパ人や日本人による「中国人は忍耐強さに欠け」しかも「何かことを為さんとする場合に、にわかになら集まって騒ぎ立てるが

長続きせずにはたちまち散り散りになってしまう」という指摘を引用し、地方自治の前途に警鐘を打ち鳴らしている。その欠点は実は「個人の自治能力の欠如」に起因するものだという。従って、地方自治達成のためには個人の自治能力の養成こそが最も重要である（個人自治者、尤本中之本也）という。そこで地方自治研究会が目指すべきことは「私徳を一生懸命に励行して公益を維持し、必ずや研究の目的を達成し、研究の分量を満たすことである」とするのであった。

以上のような認識の指し示すところは、第一に、地域エリート等の秩序意識の構造に関する問題である。上記の個人の道徳こそが地方自治の原点であるという認識を、すでに検討した四団体の「宗旨」に謳われていた「各紳商団体を連絡する」「合群を進める」といった言辞とを組み合わせるならば、その構造がまさに個の道徳を基点として拡大していくという同心円的構造であることが看取できよう。これはかつて筆者が検討し、また本稿にも登場した張謇の立憲思想・地方自治思想の構造と同様の秩序意識・世界観であると言えるだろう⁽⁹⁹⁾。

第二に、地域エリート等が法政団体に加入する意義についてである。個人の徳を十分に発揮して維持する、あるいは維持されるものが「公益」であるとするならば、それは換言するならば「私徳」を十分に発揮させることによって実現されるものとしての「公」と言ってもよいだろう。とすると「公益」の維持・実現は「公」を体現する方途の一つということになるわけである。それ故に本稿において検討した法政団体に地域エリート等が加入することは、単に専門的知識の体得という技術的側面だけではなく、まさに彼らの秩序意識・世界観の本源に関わる部分、つまり「公」の実現に直結するものといえるのではないだろうか。各団体が知識の獲得にとどまるだけでなく、いずれも「公益」の実現を重視するのは、以上の如き理由に起因するのである。従って、これまた張謇の立憲思想・地方自治思想の特徴を検討した際に、自治経費を民間からも、また官からも得ず、地方エリート自らが手だてを尽くして工面せんとしたのは、「公」の実現に由来するものと推察できる。

では、専門的知識の獲得は、単なる技術的側面に終始するものかというのと、必ずしもそうではない。各団体の存在形態と地域エリート等の関係性について検討するならば、次のように言えるのではないだろうか。本稿において確認したように、各社会団体はいわばある部分の構成員を共有する形で重層的に併存していたと言えよう。角度を変えて言うならば、団

体の構成員である地域エリート等は、個々の持つ「能力」あるいは「資本」——人的・社会的・経済的・文化的——の大小、あるいはそれらの特性などにより掛け持ちして所属する団体数、あるいは団体内における役割が異なるというわけである。本稿において考察したように、従来の中国においては文化的資本が重要視されてきたのは周知のごとくである。法政知識の修得が文化的資本の拡大を意味し、それによって地域エリート等が新たな活動の場を獲得していったことは、たとえば、雷奮に代表されるような知識人の登場を以て明らかと言えらるだろう。

註

- (1) 拙稿「清末立憲改革と責任内閣制論」『近きに在りて』39号、2001年。
- (2) 韋慶遠・高放・劉文源「論諮議局」『近代史研究』1979年第2期。後に辛亥革命史研究会編『辛亥革命史論文選』、生活・読書・新知三聯書店、1981年に再録。
- (3) 韋慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』、中国人民大学出版社、1993年。
- (4) 耿雲志「清末資産階級與立憲派」『紀念辛亥革命七十周年學術討論會論文集』、中華書局、1983年。
- (5) 張海林「論辛亥革命前的江蘇諮議局」『江海學刊』1996年第6期。
- (6) 沈曉敏「清末浙江諮議局與行政官庁的關係」『近代史研究』1998年第2期。
- (7) Roger R. Thompson *China's Local Councils in the Age of Constitutional Reform 1898-1911*, HARVARD UNIVERSITY PRESS, 1995.
- (8) 浜口允子「清末直隸における諮議局と県議会」、辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』、汲古書院、1985年。
- (9) 曾田三郎「地方政治の革新と上海の紳商団体」、日本上海史研究会編『上海——重層するネットワーク』、汲古書院、2000年。
- (10) 中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』、広西師範大学出版社、1996年の第32冊、整理番号600、光緒32年7月13日。なお本書は以下『上諭檔』と略記する。
- (11) 『上諭檔』第32冊、整理番号860、光緒32年9月20日。
- (12) 「総司核定官制大臣奕劻等奏統訂直各省官制情形摺(光緒33年5月27日)」『清末籌備立憲檔案史料』(以下『檔案史料』と略記する)、中華書局、1979年、503～510頁、および『上諭檔』第33冊、整理番号431、光緒33年5月27日。
- (13) 『上諭檔』第33冊、整理番号831、光緒33年9月13日。
- (14) 「兩広總督岑春煊奏請速設資政院代上院以都察院代下院並設省諮議局暨府州縣議事會摺(光緒33年4月30日)」『檔案史料』501頁。
- (15) 『上諭檔』第33冊、整理番号337、光緒33年4月30日。

- (16) 中国第一歴史檔案館編『光緒朝硃批奏摺』第33輯，中華書局，1995年，整理番号041の当時黒竜江巡撫であった程徳全の摺奏には，この摺奏が5月11日の下命に対応するものであることが記されている。
- (17) 分巡蘇松太兵備道の設置や職掌に関しては，さしあたり『上海通志館期刊』第二卷二期，1934年の「上海県在清代」を参照のこと。
- (18) 『上海市自治志』（民国4年刊本）「上海市自治志大事記」の「甲編 上海城廂内外総工程局大事記」。
- (19) 『時報』光緒33年8月7日「上海道照会各団体文（為設立咨議局事）」。
- (20) 上海城廂内外総工程局の議董は選挙によって選出されたが，その有権者はいくつかの社会団体に振り分けられた。『時報』光緒33年7月2日「選挙局選定人数」参照。なお，名簿登載者は総計289人で，内訳は次のとおり。
- | | |
|-------------------------|-----|
| 各善堂董事（同仁輔元・果育・普育・仁濟・保安） | 16人 |
| 地方公益研究会職員 | 25 |
| 勸学所城廂職員 | 40 |
| 東南城地方会職員 | 18 |
| 南市商務分会職員 | 61 |
| 城廂八区段董 | 8 |
| 北市商務総会職員 | 16 |
| 総工程局西南両区区长・東西南三区賛助員 | 20 |
| 地方自治研究会職員 | 42 |
| 総工程局議董総董 | 37 |
- (21) 『時報』光緒33年8月9日「上海各団体代表大会記事」。大会に参加した団体，および各団体の代表出席者名は次のとおりである。
- | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 預備立憲公会 | 孟昭常 | 沈同芳 | 陸爾奎 | 秦瑞玠 |
| | 孟森 | | | |
| 憲政研究会 | 夏頌萊 | 雷奮 | 沈恩孚 | 羅孝高 |
| | 馬湘伯 | | | |
| 地方自治研究会 | 黄炎培 | 姚曾榮 | 李鍾珪 | 梅豫根 |
| | 張在新 | | | |
| 地方公益研究会 | 汪錫增 | 賈豊芸 | 周文彬 | 姚文棟 |
| | 蔡正蒙 | | | |
| 江蘇教育総会 | 沈同芳 | 雷奮 | 曾孟樸 | 沈恩孚 |
| | 袁希濤 | | | |
| 勸学所 | 顧言 | 項蓮生 | 葉景澧 | 秦錫田 |
| | 瞿紹伊 | | | |
| 商務総会 | 周晋鏞 | 劉樹森 | 謝綸輝 | 朱佩珍 |
| | 沈仲禮 | | | |
| 商学公会 | 李厚祐 | 胡琪 | 劉厚生 | 李家鏊 |
| | 莊籙 | | | |
| 商務分所 | 王震 | 沈梅柏 | 沈縵雲 | 林曾賚 |
| | 張樂君 | | | |
| 東南城地方会 | 郭廷珍 | 胡訪鶴 | 王？泉 | 凌紀椿 |
| | 施靜珊 | | | |
| 西北城地方会 | 蔡子蕩 | 劉到信 | 姚明輝 | 李佑之 |
| | 曹幹臣 | | | |
| 総工程局 | 祁祖鑿 | 穆湘瑤 | 呉馨 | 姚文枏 |
| | 莫錫綸 | | | |
- (22) 『時報』光緒33年9月24日「江蘇士紳會議呈請組織諮議局紀事」，および「江蘇預備立憲公会呈督撫兩院公擬諮議局選挙章程文」『政治官報』光緒33年12月11日「雜録類」を参照。
- (23) 『時報』光緒33年9月27日「江蘇士紳會議諮議局問題紀事」。
- (24) 『時報』光緒33年12月3日「預備立憲公会上民政部書」。
- (25) 地方自治研究会に関しては，特にことわりがない限りは上海図書館蔵『地方自治研究会丙午（光緒32年——筆者）第一年報告』を参照した。なおこの史料は以後『地方自治研究会報告』と略記する。
- (26) 前掲『地方自治研究会報告』の張在新「地方自治研究会縁起記」。
- (27) 第一次改訂時の職員職掌は次のとおりである。
- | | |
|-----|--|
| 会長 | 会務を総監督し，会章を執行し，本会の統一を維持する責を有する |
| 副会長 | 会長を補佐する |
| 演説員 | 期を案じて演説するとともに，まさに備えておくべき書籍の調査する |
| 書記員 | 冊籍・書報・函件の及び開会時の記録を管理する |
| 庶務員 | 会所の布置や物品を備えておく責を有する |
| 会計員 | 会費の徴収・保管や必要とするお金の支払いをし，半年毎に計算してその収支を表にまとめて報告する |
- (28) 具体的には次の6項目である。
- 甲・地方自治の原理
- 乙・東西各国の地方自治制度およびその歴史
- 丙・本国の政治制度で地方自治と関係を有するもの
- 丁・各省の民情風俗および従来の地方政治
- 戊・上海の民情風俗
- 己・上海の地方政治
- (29) 地方自治研究会の職員数の変遷は，次のとおり。
- ☆簡章（計8人） 総幹事員1 庶務員1 会計員1 書記員2 演説員3
- ☆第一次改訂（最少18人） 会長1 副会長1 演説員8人以上 書記員4 庶務員2 会計員2
- ☆第二次改訂（最少36人） 会長1 副会長1 会董8 書記員2 庶務員2 会計員2 調査員10人以上（うち主任1） 編集員10人以上（うち主任1）
- (30) *印を付したものは，12団体の一つである憲政研究会発行の雑誌『憲政雑誌』第一期（光緒32年11月），同第二期（光緒32年12月）に「上海地方自治研究会講演録」として採録されている。
- (31) 地方公益研究会に関しては，特にことわりがない限りは上海図書館蔵『地方公益研究会己酉年（宣統1——筆者）報告』を参照した。なおこの史料は以後『公益研究会報告』と略記する。
- (32) 地方公益研究会発足時の各部の組織と職掌は次のとおりである。
- 政治…地方工程，警察および政治・社会・風俗で，

- まさに改良すべきことからは会を通じて提議し、長官に稟請^{おねがひ}するか、あるいは総工務局と共同して実行し発達を期す
- 教育…地方の中小の学堂〔の設立・運営〕を、提唱・保護する。教育会・勸学所と共同して実行し、普及を期す
- 衛生…地方の一切の公衆衛生および防疫、清潔に関することは医学研究所と共同で実行し、普及を期す
- 消防…地方の火政・救火方法をどのように計画し、完璧〔な状態〕に到達させるかを求火連合会と共同して実行し、保護に資す
- 慈善…地方の一切の善挙、貧民の救済は、各善堂と共同して実行し、民生を満ち足りたものにする。
- 興商…地方の活況および工商実業をどのような方法を講じて振興するかについては、各〔工商〕業〔団体〕と共同して実行し、利権を取り戻す
- 自強…地方商団をすみやかに行き渡らせ、体操会と共同して実行し、閭閻^{まち}を衛る
- 方外^{ふっきやう}…地方の仏堂・寺院をすみやかに整頓する。仏教公会と共同して実行し、教化を本とする
- (33) 勞祖德整理『鄭孝胥日記』、中華書局、1993年の光緒32年7月15日の条。
- (34) 『鄭孝胥日記』光緒32年8月6日の条。また『張謇全集』、江蘇古籍出版社、1994年の第六卷「日記」(以下『張謇日記』とする)の光緒32年8月30日の条には「楚青(狄葆賢——筆者)憲政研究会を立る」とある。
- (35) 『時報』光緒32年10月25日「憲政研究会成立」および同「憲政研究会暫定章程」。
- (36) 『憲政雜誌』第一期、光緒32年11月の「会報」。
- (37) 『憲政雜誌』第二期、光緒32年12月の「会報」。
- (38) 『鄭孝胥日記』光緒32年9月4日の条には「公会(憲政研究公会——筆者)に詣き、改会を會議し、“預備立憲公会”とした。入会者は全部で二十七名である」と記されている。
- (39) 『鄭孝胥日記』光緒32年10月24日の条。
- (40) 『鄭孝胥日記』光緒32年11月1日の条。
- (41) この会員名簿が光緒(宣統)何年のものかは明示的に記されていないが、たとえば李鍾珩の年齢が57歳とあり、これは『公益研究会報告』に記載されている李鍾珩の年齢と一致する。また、会長が鄭孝胥であることから、光緒34年頃のものと思われる。なお、光緒34年10月に役員の変更を行った結果、張謇が会長に就任している(『鄭孝胥日記』光緒34年11月20日の条)。
- (42) 「鄭孝胥張謇等為在上海設預備立憲公会致民政部稟」『中華民国史檔案資料匯編』第一輯、江蘇人民出版社、1979年の100~102頁。
- (43) 栗林幸雄「清末立憲運動の発起と展開——預備立憲公会の政治活動」(辛亥革命研究会2003年6月7

- 日の定例会での報告) 参照。
- (44) 「憲政編查官大臣奕劻等請飭各省設立調查局摺(光緒33年9月16日)」『檔案史料』51~52頁、および『上諭檔』第33冊、整理番号 838、光緒33年9月16日。章程については『政治官報』光緒33年9月23日「摺奏類一」を参照のこと。
- (45) 「憲政編查館會奏各省諮議局章程及案語並選舉章程摺」『政治官報』光緒34年6月26日「摺奏類一」、『上諭檔』第34冊、整理番号574、光緒34年6月24日。
- (46) 「憲政編查館通咨各省設諮議局籌辦文」『政治官報』光緒34年7月8日「咨劄類」および『時報』光緒34年7月15日「通咨各省設諮議局籌辦所」。
- (47) 「兩江總督端方等奏地方自治先就省城設局籌辦摺」『政治官報』光緒34年1月11日「摺奏類一」。
- (48) 前掲『張謇日記』宣統1年2月17日の条には「仇〔継恒〕、王〔同愈〕、許〔鼎霖〕、段の諸君等と諮議研究会の大概の章程を討〔討〕議した」とある。
- (49) 江蘇諮議局研究会に関しては上海図書館蔵『江蘇諮議局研究会報告』による。なお、本史料には正確な発刊年月日は未記載である。
- (50) 『江蘇諮議局研究会報告』所収の「公呈一(請設諮議局研究会)」およびそれに対する「督批」「撫批」、および「呈兩江總督、江蘇巡撫文(宣統1年4月)」前掲『張謇全集』第一卷、120~121頁。
- (51) 『江蘇諮議局研究会報告』所収の「江蘇諮議局研究会簡章」第3条「会員」の乙項。なお、この簡章は「呈兩江總督、江蘇巡撫文(宣統1年4月)」前掲『張謇全集』第一卷、121~122頁にも付録として付されている。
- (52) たとえば、同年8月24、25日の両日、上海の江蘇教育總會にて会議を開催したときに、初日に約200人(うち三分の二が寧属)の、翌日も150余人(寧蘇ほぼ同じ)の参加者があったという(『時報』光緒34年8月25日「蘇紳集議諮議局事」、同8月26日「蘇紳統議諮議局事」。また、『張謇日記』宣統1年4月26日の条には「地方紳士二百三十余人…」と記されている。
- (53) 「兩江總督端方等奏創辦法政學堂情形摺」『政治官報』光緒34年4月7日「摺奏類一」。
- (54) 「兩江總督端方江蘇巡撫陳啟泰奏江蘇省城開辦自治諮議兩局摺」『政治官報』光緒34年5月15日「摺奏類一」、江蘇巡撫陳啟泰奏改設諮議局籌辦所派委官紳等片』『政治官報』光緒34年11月7日「摺奏類一」、および『時報』光緒34年5月30日「江督端暨蘇撫陳奏江蘇省城開辦自治諮議兩局摺」。
- (55) 『時報』光緒34年9月12日「蘇垣諮議局紳會議」。
- (56) 「江蘇巡撫致憲政編查館電(9月23日収)」『政治官報』光緒34年10月2日「電報奏類」、同光緒34年11月12日「蘇撫奏諮議局籌辦所開辦片」および「兩江總督端方等奏江蘇省城設立諮議局籌辦所并第一屆辦法摺(宣統元年閏2月19日)」『檔案史料』701~704頁、など。
- (57) 『時報』光緒34年10月8日「籌辦諮議局選舉事宜予定日期表」。

- (58) 『時報』光緒34年9月27日「江蘇寧属組織諮議局籌辦所記聞」。ただし、人選にあたって蘇属同様に勸学所や教育会、商会などの地域の社団が関与したのであることは想像に難くない。
- (59) 『時報』光緒34年10月14日「寧属諮議局籌辦所成立之大会」、同10月15日「江寧諮議局籌辦所紀事一」。
- (60) 「两江総督電」『政治官報』光緒34年11月13日の「電報奏咨類」。また、前掲『張謇日記』光緒34年10月11日の条。
- (61) 「寧属諮議局籌辦所成立時之演説詞」前掲『張謇全集』第一巻の107～108頁。
- (62) 『上諭檔』第33冊、整理番号831、光緒33年9月13日。
- (63) 『時報』光緒34年11月11日「蘇省諮議局籌辦所詳定司選員辦事規則」。
- (64) 以下、諮議局籌辦所に関するものは『江蘇蘇属諮議局籌辦所報告書』および『寧属諮議局籌辦所報告書』（いずれも上海図書館所蔵）に拠る。なお両書ともに発行年月日は未記載であるが、諮議局議員選挙の結果が掲載されていることから、おそらく宣統年間の作成・発行と思われる。
- (65) 前掲『時報』光緒34年8月26日「蘇紳統議諮議局事」には「次はすなわち選挙票を發つて諮議局籌辦所總會辦を推挙（傍点は筆者）した。寧蘇各四人、毎票二人を記名して選挙した」とあり、その際に選出されたのは次の通り。
 寧属当選者 張謇 仇継恒 魏家驊 許鼎霖
 蘇属当選者 王同愈 馬湘伯 王清穆 蒋炳章
- (66) 『江蘇蘇属諮議局籌辦所報告書』所収の「蘇省諮議局籌辦所章程」第8条。なお、『時報』光緒34年10月1日には「蘇省諮議局籌辦所簡章」が掲載されている。
- (67) 表12、表13は前掲『江蘇蘇属諮議局籌辦所報告書』、『寧属諮議局籌辦所報告書』および『時報』光緒34年10月15日「江寧諮議局籌辦所紀事一」、同11月3日「寧属諮議局籌辦所職員名單」、同11月13日「江蘇省蘇属諮議局籌辦所職員表」に拠る。
- (68) 諮議局章程第3条には次の五項目が定められている。
 一、その省の地方において学務あるいはその他の公益事務に三年以上従事し、著しく成果のあった者
 二、かつて中国もしくは外国の中学堂もしくはそれと同等以上の学堂を卒業し、卒業証書を有する者
 三、生員以上の資格保持者
 四、文七品武五品以上の実缺官職に任命され罷免されたことのない者
 五、その省に五千元以上の營業資本あるいは不動産を有する者
- (69) 諮議局章程第6～8条には次のような欠格者条項および停止条項があげられている。
 第6条（欠格者条項）
 一、品行が悪く、私利を謀って勝手気ままに事を行う者
 二、かつて監禁以上の刑に処せられた者
 三、營業の不正な者
 四、財産上の信用を失って訴えられまだ結審していない者
 五、アヘンを吸引する者
 六、心的な病のある者
 七、身元のはっきりしない者
 八、文字を理解しない者
 第7条（選挙権・被選挙権の停止）
 一、その省の官吏・幕友
 二、常駐軍人および徴用期間の預備役の軍人
 三、巡警官吏
 四、僧侶およびその他の宗教教師
 五、各学堂の学生
 第8条（被選挙権の停止） 小学堂教員
- (70) 諮議局章程第5条。
 (71) 諮議局章程第2条。
 (72) 諮議局議員選挙章程第2条。
 (73) 『東方雜誌』第6巻3号（宣統1年）101～110頁所収の孟森「憲政篇」参照。
 (74) 『時報』光緒34年10月1日「蘇省諮議局籌辦所札飭各属文」および「两江総督端方等奏江蘇省城設立諮議局籌辦所并第一屆辦摺（宣統1年閏2月19日）」『檔案史料』701～704頁。
 (75) たとえば蘇州の長元呉諮議局事務所簡章大綱では、次のように規定されている（『時報』光緒34年9月21日「蘇州長元呉籌議諮議局事」）。
 第3条 本所は省城の各公益団体、教育会、商会、自治会、豊備義倉、男女普濟堂、育嬰堂、蘇商体育会、拒煙会、の全体がこれを組織する（以下、略）
 第7条 本所の経費は各公益団体が斟酌して分担する
 また、無錫や華婁地区においても同様に、教育会、勸学所、商会が指導的役割を發揮して準備が進められていた。なお、同地区の起草員には雷奮が選出されている（以上『時報』光緒34年10月1日「常属之調査選挙」、同10月2日「華婁紳商学会集議選挙調査事宜」）。
- (76) たとえば蘇州では「長元呉預備造冊所調査略則（全25条）」「長元呉預備造冊所調査員注意略則（全26項目）」（以上『時報』光緒34年9月22、23日）が、また常州（武陽籌辦諮議局事務所）では「諮議局調査須知（全40項目）」「調査手續（全20項目）」（以上『時報』光緒34年9月8日、10日）が策定されている。
- (77) 『時報』光緒34年9月21日「江蘇籌辦諮議局進行表」。
- (78) 『時報』光緒34年9月16日「諮議局選挙調査之始例」、同9月18日「諮議局選挙調査之始例（続）」。
- (79) 『時報』光緒34年10月5日「松江府属之調査選挙」。
- (80) 『時報』光緒34年10月28日「淮安府属之調査選挙」。
- (81) 『時報』光緒34年10月28日「清浦県籌辦諮議局選挙調査草章」、同9月11日「常州武陽両邑郷董公所合

- 開籌辦諮議局大会)。
- (82) 『時報』光緒34年9月3日「再紀常州籌議諮議局事」。
- (83) 『時報』光緒34年10月6日「蘇州府属之選挙調査」。
- (84) 以下の手順については前掲「諮議局選挙調査之始例」, 「諮議局選挙調査之始例(続)」。
- (85) 『時報』光緒34年11月7日「江蘇寧属諮議局籌辦所紀事三」の記事に拠れば, 司選科の科員は次あげる如き17種の携行品を持っていった。
- | | | |
|-------|---------|----------|
| 諮議局章程 | 章程表解 | 職務須知 |
| 調査須知 | 中学同等表 | 文七品武五品表 |
| 選挙人草簿 | 記事簿 | 通訳稿紙 |
| 日記簿 | 司選員辦事催促 | 調査員執照 |
| 各庁州県札 | 各員委札 | 籌辦所予定日期表 |
| 選挙浅説 | 諮議局浅説 | |
- (86) 『時報』光緒34年9月15日「上海県示飭查造諮議局選挙名冊」。
- (87) 『時報』光緒34年10月24日「記上海県籌辦諮議局分派調査及文件等事」。
- (88) 『時報』光緒34年10月23日「上海選挙調査事務所刊發調査規則」
- (89) 『時報』光緒34年10月9日「本県李大令照会同仁輔元堂紳董文(為飭速辦諮議局事——原文)」, 同10月14日「上海県照会各輔各函董文(為諮議局調査事——原文)」。
- (90) 『時報』光緒34年11月10日「上海選挙調査事務所佈告」。
- (91) 表16は上海図書館蔵『上海県選挙調査員姓氏録』による。なお, この史料の発行年月日は不明であるが, 『時報』光緒34年11月10日にも「各区主任調査員姓氏録」が掲載されていることから, ほぼ同時期のものと思われる。
- (92) 有権者数は, 『上海県宣示名冊』と『上海県選挙調査員姓氏録』による。()内の数字は後者のものである。なお, 前掲『江蘇蘇属諮議局籌辦所報告書』では3772人となっている。
- (93) 『時報』光緒34年9月29日沈同芳(預備立憲公会会員——筆者)「書諮議局調査事一月来所聞見」。
- (94) たとえば, 諮議局議員に選出された秦錫田は, 本稿で取り上げたいずれの社会団体の名簿にもその名は見えない。
- (95) 『時報』光緒34年9月25日「敬告上海之主持選挙調査者」。
- (96) 『時報』宣統1年閏2月5日「上海県初選挙開票榜示」。
- (97) 『時報』宣統1年2月17日「上海県初選挙監督李照会投開票管理監察各員文」。
- (98) 江蘇省の教育団体を取り扱った研究には, 高田幸男「江蘇教育總會の誕生」『駿台史学』103号, 1998年, 「清末江蘇における地方自治の構築と教育会」『駿台史学』111号, 2001年, 「20世紀初頭, 中国長江下流域における教育会ネットワークの研究」『明治大学人文科学研究所紀要』50, 2002年がある。
- (99) 拙稿「清末民初における立憲制と地方エリート——張謇における立憲と自治の思想」『史学雑誌』108編1号, 1999年。
- (付記) 本稿は, 平成15年度文部科学省科学研究補助金基盤研究(c)(2)の研究成果の一部である。